

1. 日本版IRAの議論

2013年11月9日の日経記事「非課税の私的年金創設 政府、金融分野で成長戦略」の中で日本版IRAが取り上げられていましたが、本稿はこの構想のもとになった米国のIRAを紹介するとともに日本への導入の議論を解説するものです。IRAとは図1に示すとおり米国の個人年金制度の一種で、Individual Retirement Accountの略であり、個人退職勘定という意味です。日本版IRAの狙いは、約1500兆円と言われる我が国個人金融資産のリスクマネーへの取り込みおよび課税体系の整備であり、導入が期待されています。

以下次節で米国のIRAを解説し、第3節で米国のIRAと日本の個人型確定拠出年金を比較し、第4節で現在提案されている日本版IRAの概要を述べ、第5節で考察を述べます。

2. IRAとは何か

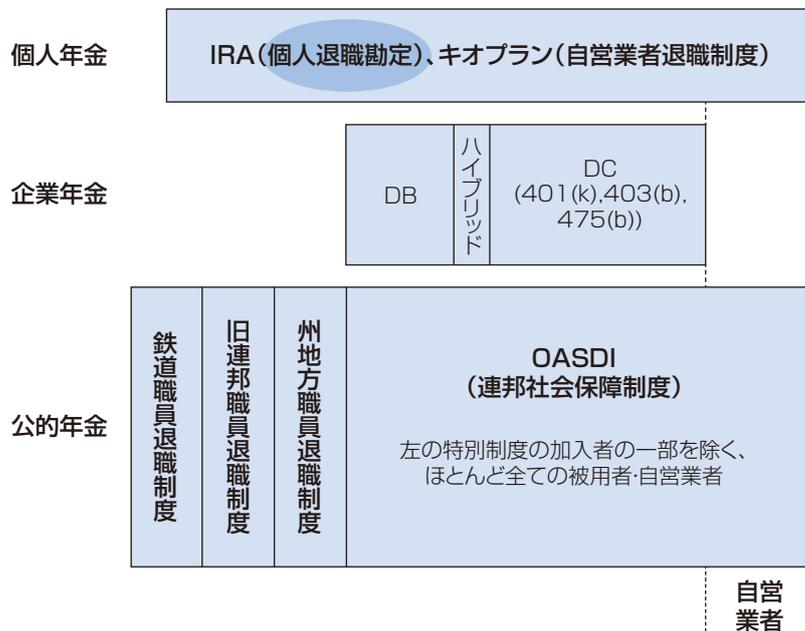
2.1 4種類のIRA

米国のIRAには4種類あり図2のように分類できます(IRS(2013))。IRAは1974年の退職所得保障法(ERISA)の成立と同時に、職域年金のない従業員に、税制優遇のある退職資産形成の手段を提供する目的で導入されました。これを以下伝統的IRAと呼ぶことにします。その後、何回も改正されて拡充され、1978年に、企業が従業員のIRAに拠出するSEP(Simplified Employee Pension)が導入され、1996年にはSEPよりも簡単なSIMPLE(Savings Incentive Match Plan for Employees)と呼ばれる制度が出来ました。また、1997年には拠出時点では所得控除ができませんが、運用時非課税、給付時非課税のロスIRAが導入されました。ロスというのは、この制度を提案したウィリアム・ロス上院議員の名前をとったものです。伝統的IRA、SEP-IRA、SIMPLE-IRA、ロスIRAの4種類があるわけですが、このうちSEP-IRAおよびSIMPLE-IRAは個人年金というより、企業年金に分類することもできます。

図2 IRA(個人退職勘定)の種類



図1 米国年金の構成



2.2 全般的特徴

(1) 課税

米国の年金税制について、拠出・運用・給付それぞれの段階における課税(TAXのTであらわす)、非課税(ExemptのEであらわす)を一覧にすると表1のようになります。伝統的IRA(広義)は拠出段階で非課税(E)、運用段階で非課税(E)、給付段階で課税(T)なので、EETで、ロスIRAは拠出段階で課税(T)、運用段階で非課税(E)、給付段階で非課税(E)なのでTEEとあわらします。

表1 米国の年金課税

	米国の年金 ^(注1)			
	公的年金	税制適格年金 (DB, 401(k) を含む)	伝統的IRA (広義)	ロスIRA
拠出時	課税	非課税	非課税	課税
運用時	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	非課税 ^(注2)	課税	課税	非課税
まとめ	TEE	EET	EET	TEE

(注1) 事業主拠出は損金枠あり

(注2) 年金給付と他の所得を合算して一定額を超えると課税

(2) 運用対象

IRAに蓄積された資金の運用は自己責任で行いますが、以下の者への運用はできません:

- ・自分への融資
- ・ローンの担保にすること
- ・自分が使用する不動産購入

それ以外は、投資信託、個別株、債券、年金保険、不動産など、何にでも投資できます。IRA口座の投資収益(利息・配当・キャピタルゲイン)には税金がかかりません。

(3) 資金の引き出しに係る課税

ロスIRAの場合は、最初の拠出から5年以上たてば非課税となります。

伝統的IRAの場合は59.5歳未満で引出すとペナルティーとして10%の税金が控除され、しかも引き出し額には所得税もかかります。ただし、以下の場合には例外として10%のペナルティーは課されません:

- ・ 自分・配偶者・子供または孫の大学の学費
- ・ 調整済み総所得の7.5%を超える医療費
- ・ 最初の自宅購入(上限10,000ドル)
- ・ 突然の障害の費用

さらに、一旦金額を引き出しても税務申告までに戻せば10%のペナルティーはかかりません。

伝統的IRA(広義)において年齢59.5歳以上の引き出しはペナルティーとしての課税がありませんが、所得税はかかります。

70.5歳以上になると伝統的IRA(広義)の場合は金額の一部または全部の引き出し義務があり、それに所得税がかかります。

(4) IRA口座を開設できる金融機関

IRA口座はたいいていの大規模な金融機関で扱っています。例えば銀行、投資信託会社、証券会社です。これらの会社の差異は手数料体系にあります。

2.3 伝統的IRA(狭義)

(1) 特徴

最も普及しているIRAです。

(2) 拠出

課税所得があり、70.5歳未満であれば拠出できます。

拠出限度は、以下の小さい方の額です。

- ・ 5500ドル(50歳以上であれば6500ドル)
- ・ 当該年度の課税総報酬額

なお、この限度は他の制度からの移換(ロール・オーバー)には適用されません。

2.4 SEP-IRA

(1) 特徴

SEPは、小規模事業者及び自営業者用の制度で、被用者名のIRA口座に小規模事業者又は自営業者が拠出します。拠出額は非課税限度内で増減できます。加入資格ですが、被用者が21歳以上であり、当該会社に過去5年間のうち3年間勤務しており、年間の報酬が550ドル以上である場合にSEPに加入できます。

(2) 拠出

伝統的IRA(狭義)およびロスIRAに対してSEPが優位に立っ

ているのは、拠出限度が多いことです。雇用主がSEP-IRAの個人勘定に拠出できるのは次のいずれか低い方の額までです:

- ・ 被用者の報酬の25%
- ・ 51,000ドル(2013年現在、2014年の限度は52,000ドル)

2.5 SIMPLE-IRA

(1) 特徴

SIMPLEもSEP同様、小規模事業者及び自営業者用の制度です。年収5000ドル以上の従業員が100名以下でかつ他の退職給付制度がないことが設立の要件となります。加入資格ですが、

被用者(自営業者を含む)が、

- ・ 過去2年間の間に少なくとも5000ドルの報酬があり、
- ・ 当年度(暦年)において、少なくとも5000ドルを受け取ると予想されるときです。

事務は他のIRAよりも簡単で、フルタイムの人数が少々増えても100名までは制度を変える必要はありませんので、1人で起業して将来事業を大きくしようと考えている場合に向いています。

(2) 拠出

SEP-IRAと異なり、SIMPLE-IRAは被用者の拠出が可能となっています。雇用主は被用者が拠出すると否とにかかわらず拠出する義務があります。給与の3%を上限として、被用者と同額を拠出するか、または給与の2%の拠出が可能(この場合は拠出限度があり、たとえば2013年は255,000ドル)です。伝統的IRA(狭義)およびロスIRAよりも拠出限度が大きくなっています。

2.6 ロスIRA

(1) 特徴

ロスIRAは伝統的IRA(広義)と異なり、所得制限がありますので、一定の所得以上であれば選択できません。

前述のようにロスIRAは拠出段階で課税済みですから、伝統的IRAと比較して払い出しが比較的柔軟です。すなわち拠出した元本相当額には10%ペナルティがかかりません。しかし、59.5歳前に投資収益相当額を引き出そうとするとペナルティがかかります。また、伝統的IRA(広義)等の他の制度から移換された金額は、移換から5年経過しないと引き出しにペナルティがかかります。実務的には、お金に色があるわけではないので、米国の税当局は資金の引き出しを元本、伝統的IRA(広義)等からの移換金額、投資収益の順に行ったと見做して課税判定します。

(2) 拠出

課税所得があり、70.5歳未満であれば拠出できますが、伝統的IRA(狭義)と同じ拠出限度に加えて、所得等による制限があります。

米国の個人退職勘定IRAと日本への導入の可能性について

2.7. 整備されているポータビリティ

IRAは表2に示すように、転職等における制度間の移換(ロールオーバー)がしやすくなっています。

2.8 IRAの規模

米国の年金の専門誌Pensions & Investments(2013)はICI社の報告を引用して、2013年の第2四半期で、IRA残高は5.32兆ドルに達し、第1四半期よりも1%増加したと報じています。さらにICI社のホームページ(ICI(2013))によれば、2012年現在で世帯数では49百万世帯がIRA勘定を保有しており、これは全世界帯の4割に当たります。49百万世帯のうち39百万世帯が伝統的IRA,20百万世帯がロスIRA,9百万世帯が企業がスポンサーになっているSEP-IRA、SIMPLE-IRA等です。運用対象ですが、2012年の第4四半期では46%が投資信託(ミューチュアル・ファンド)に運用されています。2012年第3四半期末で投資信託全体におけるIRAの割合は19%になっています。また、Copeland(2009)によれば、2007年現在でIRAの残高、401(k)等の他の制度から移換(ロールオーバー)された資産は47%に達しており、他の制度からの受け皿として十分機能していることがうかがえます。

ところで、冒頭の図1で個人年金としてキオプランも掲げてありますが、Copeland(2009)によれば2007年の資産残高ではIRA97%に対してキオプラン3%でウエイトが少ない制度となっています。

3.日本の個人型確定拠出年金との比較

米国のIRAは、個人年金という点で日本の個人型確定拠出年金と対応していますが、歴史が古いだけあって、内容が幅広になっています。

第一に、加入資格について米国の方が広がっています。日本の個人型確定拠出年金は、自営業者または企業年金のない企業の従業員であり、例えば公務員は加入できません。米国のIRAは所得がある人または所得がある人の配偶者が加入でき、日本よりもはるかに広がっています。また加入の年齢上限も、米国のIRAは70.5歳であり、日本の65歳未満よりも広がっています。

第二に、資産移換の選択肢が米国の方が広がっています。日本の確定拠出年金では、企業型年金の加入者が離転職し、次の職場に企業型年金がなければ個人型年金に資産移換しますが、確定拠出年金のない企業に転職する、公務員になる、結婚で会社をやめる場合には、個人型年金に資産を移換し運用を続けることが出来ても拠出を続けることができない「運用指図者」になります。これに対して米国の制度では、離転職者が、元の職場の401(k)プランなどの資産残高が一定以上の場合にIRAに移して引き続き運用指図のみならず拠出を続けることができます。

表2 ロールオーバー一覧

		移換先				
		伝統的IRA(狭義)	SEP-IRA	SIMPLE-IRA	ロスIRA	適格年金(DB、401(k)を含む)
移換元	伝統的IRA(狭義)	○	○	×	○(注)	○
	SEP-IRA	○	○	×	○(注)	○
	SIMPLE-IRA	2年後に○	2年後に○	○	2年後に○(注)	2年後に○
	ロスIRA	×	×	×	○	×
	適格年金(DB、401(k)を含む)	○	○	×	○(注)	○

(注) 移換先がロスIRAの場合、移換金は所得に含まれ課税対象となる
(出典) IRS(2013) 表1-4より主要部分を抜粋して編集

4. 日本版IRAの仕様

財務省のホームページに掲載された森本・河本(2011)の資料によりますと、日本版IRAについて以下の内容が提案されています。

(1)適用対象者: 国内に住所を有する個人で、年齢が20歳以上65歳未満の者を対象とし、職業や所属企業の区別なく、一律的に適用されます。

(2)運用方法・対象商品: 金融機関に専用の口座を開設。金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品を幅広く対象とします。

(3)適用要件: 5年以上の管理・運用を行ったうえで、60歳以後、定期にわたって払い出しを行うことを金融機関との間の契約とする仕組みです。この要件に違反した場合、払い出しをした日以前5年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税が実施されます(但し、医療費や介護関連の支出といったやむを得ない場合は除く。)

(4)課税方法: 拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型です。このような課税形態になった点を詳しく解説しましょう。

森本・河本(2011)によれば、現在の企業年金税制にはいくつかの改善点があるとのこと。わが国の確定給付企業年金・確定拠出年金等に適用される税制は、拠出時非課税(E)・運用時非課税(E)(特別法人税課税が凍結されている)・引き出し時事実上非課税(E)となっています(これをEEE型と称します)。一方、米国の年金税制は、表1に見られるようにEET型またはTEE型であり、拠出か給付のどちらかの時点では課税がされています。税の公平性の観点からEEEはTEEまたはEETにすべきと議論されています。

TEE型は以下の特徴があります。

- ・貯蓄に関する税制として簡明
- ・税引き後所得の中から拠出するため、拠出額の自由度が高い
- ・制度導入時の財政負担が軽いので、財政赤字が恒常化しているわが国に向いている。

EET型については以下の特徴があります。

- ・将来年金を受け取る際には、基本的に勤労所得がなく、適用税率が低いので、税負担が軽い。
- ・新たな所得控除を設けることになるが、財政上の負担となり税当局の理解を得にくく、さらに所得控除は高所得者ほど有利になるので、高所得者優遇と非難される可能性がある。
- ・給付時にも非課税にする(たとえば公的年金等控除の適用範囲を拡大する)という圧力にさらされがち。

TEEとEETの以上の比較を踏まえて、森本・河本(2011)はTEE、すなわち課税後所得からの拠出・運用時非課税・給付時非課税を提案しています。

(5)拠出限度額: 年間120万円程度を想定しており、「使い残し」は翌年以降に繰越し可能としています。

5. 考察

冒頭取り上げた日経記事は11月13日に開催された「金融・資本市場を活性化する有識者会合」を先取りして書かれたものと思われる、個人金融資産を投資に振り向けると同時に、EEE型の現行企業年金税制優遇をTEE型に転換することにより抑制したいという意図もあるようです。森本・河本(2011)の構想どおりに進めば、財源的には課税済み資金の積立であり、とりあえずの税収減も単年度ベースでは発生しないため、実現の可能性は高いと考えます(将来は運用益課税の減収は発生)。特に離転職者の確定拠出年金の受け皿として、期待されているところです。NISAが一段落ついたあたりで議論が活発になる可能性があります。

[文献]

- [1] IRS(2013): Internal Revenue Service
“Individual Retirement Arrangements (IRAs) for use in preparing 2012 returns”
- [2] 森本・河本(2011)「[日本版IRA](個人型年金積立金非課税制度)導入の提言」FUND MANAGEMENT 2011年新春号
- [3] Pensions and Investments(2013)“ICI: Retirement assets hit record for 2nd quarter” September 30
- [4] ICI(2013) http://www.ici.org/faqs/faq/faqs_iras
- [5] Copeland(2009)“Individual Account Retirement Plans: An Analysis of the 2007 Survey of Consumer Finances, With Market Adjustments to June 2009” August EBRI Issue Brief

以上